

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和7年度荒川区障害者福祉システム標準化対応業務委託	No.5200398
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	70,385,700円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	標準準拠システムへの移行に係る委託契約（計１６システム） ※令和６年度以降契約にあたっての相手方指定の方針に係る事前付議
指定業者 （案）	名 称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都大田区新蒲田一丁目１７番２５号 代表者 統括部長 高橋 章史
指定理由	本件は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下、標準化法という。）の施行により、対象業務のシステムについて令和７年度末までに国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられたことに伴い、当該システムの構築、データ移行等の実施について委託するものであり、荒川区においては対象業務の各システムについて、令和６年度以降の契約締結を予定している。 各委託契約の締結に向けた業者選定の検討にあたっては、標準化法に基づき対象業務のシステムについて一律に実施するため庁内の対象システムで共通の状況であることから、区としての方針について一体的に審議する必要がある。 このことを鑑み、デジタル推進課より、各システム契約所管課における部機種及び業者選定委員会での付議結果に基づく取りまとめのうえ、各事業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 前述の経緯により、各自治体がシステム事業者へ業務委託を行う時期が集中し、現在、対応可能な事業者の不足・事業者側の人員体制逼迫が全国的な課題となっている。 ２３区においても直近で本件契約に係るプロポーザルの不調例があることから、十分な競争性及び確実な契約締結を担保したうえでのプロポーザル等による新規の事業者選定は困難な状況である。 ② この情勢を鑑みると、本件を円滑かつ確実に実施するためには、「システム事業者の早期確保」が最優先事項であり、現行システムの導入・運用保守事業者が対応可能な場合は、継続して契約締結のうえ、安定感を持って着実に対応していくことが妥当である。 荒川区においては、各現行システムの導入・運用保守事業者へ確認を行った結果、標準化対象の全１８システムのうち計１６システムに係る各事業者について、本件業務に必要な体制を確保可能であり、今後の委託契約を受託する意向がある旨、回答を得ている。 いずれの事業者もこれまでの確に業務を履行してきており、各業務の運用状況を熟知しているため、安全で確実な作業実施が期待できる。 以上の理由から、前述の計１６システムにおける令和６年度以降の本件委託については、各事業者と特命随意契約を締結する方針とし、契約に向けたスケジュール等の協議を進めるものとする。
その他 特記事項	現時点で契約候補事業者が確定していない２システム分については、今後、個別に業者選定手続を行う予定である。